

「世界の記憶」登録の手引き（仮訳）

凡例

- ・ 原文において、大文字で開始している用語は固有名詞と整理し、人名以外は原則として「」でとじている。
- ・ 原文において、太字、斜体で表現されているものは、訳文でも太字、斜体で表現している。
- ・ 原文の（ ）は訳文でも（ ）としている。
- ・ 読みやすさを優先し、必要と考えた場合には意識している。また、明らかに原文にない語

この「登録の手引き（以下、「手引き」）」は、「世界の記憶」国際登録への申請を準備する人の助けとしていただくための手引きです。「『世界の記憶』事業のための」一般指針」改訂版（2021年）と併せてお読みください。

このように、この手引きは、2021年以降に実施されてきた一連の実践の蓄積に基づいて、一般指針の運用面の一部を明確にするのに役立ちうるものです。

この「手引き」は、インターネットのリンクやその他の細かい変更に伴い、〔内容が〕更新されることがあります。

問い合わせ先

mowsecretariat@unesco.org

2025 年 5 月版

1. はじめに

この「手引き」は、ユネスコ「世界の記憶」事業について耳にしたことがあり、参加することに興味がある人、特に「世界の記憶」国際登録に記録遺産を申請することに興味をお持ちの皆さんのためのものです。申請プロセスの詳細については、「一般指針」、特に第 8.2 項の「審査に付されない申請」と第 8.3 項の「登録にあたっての選考基準」を参照してください。この「手引き」では、申請を整えるために必要な基本情報を提供します。

「世界の記憶」事業とは何ですか？

世界中の貴重な記録資料、図書館及び博物館のコレクションを含む、記録遺産の保存と普及を確実にすることを目的とした、ユネスコの代表的な事業です。

世界の文化遺産を保護し、認識を高めるためのユネスコの 3 つの取り組みのうちの 1 つです。他の 2 つは、顕著な普遍的価値を有する建造物や自然遺産の世界遺産リストを維持する「世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」と、口承による伝統や文化の存続を認識し、支援する「無形遺産の保護に関する条約」です。この 3 つの事業は相互に補完し合っていますが、重要な違いがあります。

世界遺産および無形遺産条約は、作成した「リスト」上の特定の場所や伝統の保護に強く焦点を当てていますが、「世界の記憶」は、記録遺産**全体**の保存とアクセスを支援しています。その登録簿も、〔世界遺産や無形遺産と同様に〕高度に選別され、保存されなければならない重要な文書を特定するものですが、登録簿に載らないような記録物を保存する必要性をより多くの人々に納得させる手段としての、象徴的かつ実践的な機能も持っています。すなわち、より大きな目的のためのショーウィンドウのようなものです。

「世界の記憶」は、2015 年 11 月にユネスコ総会で採択された「デジタル形式を含む記録遺産の保存とアクセスに関する勧告」に支えられています。

「世界の記憶」は、世界の記録遺産に関する取り組みです。このプログラムには3つの目的があります。

- ・最も適切な技術によって保存を促すこと
- ・普遍的なアクセスを支援すること
- ・記録遺産の存在と重要性に対する世界的な認識を高めること。

その目的は、政府、政策決定者、一般市民に対し、あらゆる種類の記録物の保存とアクセスに一層の努力が必要であること、特に、新規に作成される記録物や既存の記録物へのアクセ

スという点で真に民主的側面が示されるデジタル環境において、その必要性を喚起することにあります。

「世界の記憶」〔事業〕は、世界の記録遺産の保存やアクセスにかかる現状に対する懸念の高まりを受け、1992年に始まりました。「世界の記憶」は、図書館、文書館、博物館及びその他の機関にある世界の記録遺産が、国、政府、コミュニティ及び個人によって大切にされ、保護され、利用され、また支援される方法を変革するための、長期的なアプローチとして設立されたのです。

記録物とは何ですか？記録遺産とは何ですか？記憶機関とは何ですか？

2015 勧告では、以下の定義を採択しています。

記録物とは、アナログ又はデジタルによる、情報コンテンツとそれら情報を記録する媒体によって構成されるものです。保存可能であり、通常、移動可能です。内容は記号や符号（文章など）、画像（静止画又は動画）、音声などで構成され、複製や〔媒体〕変換しうるものです。媒体は、審美的、文化的、技術的な質において重要とされる場合もあります。内容と媒体の関係性は、その構造上欠くことのできないものとされる場合から、二次的なものとされる場合まで、多岐にわたります。

記録遺産とは、そうしたかけがえのない記録物一あるいは記録物群一で構成され、コミュニティや文化、国、又は人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が、甚大な〔文化的〕貧困を招くものを言います。

記録遺産の重要性は、時間の経過によってのみ明らかになります。世界の記録遺産とは、全ての人々にとっての世界規模の重要性や責任となるものであり、文化的慣習や実用性に配慮しつつ、全ての人々のために十分に保存・保護されるべきものであり、また、全ての人々が妨げなく恒久的にアクセスできる状態を保ち、再利用できるようにしておくべきものです。記録遺産は社会的、政治的、集团的、かつ個人的な背景を理解するための手段を提供し、良きガバナンスや持続可能な開発を下支えするものでもあります。各加盟国にとって、それぞれの記録遺産はそれぞれの記憶とアイデンティティを反映するものであり、したがって世界的なコミュニティにおける自身の位置づけの決定にも役立つものです。

記憶機関とは、文書館、図書館、博物館その他の教育的、文化的、研究組織が挙げられますが、それに限定されるものではありません。

これらの正式な定義については、〔2002 年版の〕一般指針の付録 5 及び 6 で詳しく説明していますが、申請する資料によっては、これらをよく理解しておくことが重要です。

例として、以下の説明では上で述べた正式な定義を、さらに詳細に解説してみましょう。

申請される**記録物の集合**は、その特性上、〔集合として〕論理的で首尾一貫したものでなければなりません。資料群の量は重要ではなく、何がその資料群をひとまとめにしているのか、ということです。コレクションとは、特定の状況、理由、または目的（例えば、主題、特性、出所、または歴史的関係）によって集められた個々の記録物の、完結した集合です。アーカイブズにおける**記録群**とは、個人や組織が通常の活動の過程で作成又は収受され将来のために保存されたもので、管理上の文脈や記録と記録の関係が保存された状態にある記録群全体を言います。**所蔵資料**とは、定義されたコレクションや記録の集まり、あるいはより大きなグループのことです。コレクション、記録群、所蔵資料は、様々な理由で複数の機関に分散して保存されている場合があります。

一般的に、**伝統的な（アナログの）テキスト形式の記録物**では、内容と媒体が一体となっており、これが通常**オリジナル**とみなされます。このような記録物の重要性は、媒体が特定の性質をもっていること（例えば、装飾付きの写本や、特別な紙に記録された写真）や、その記録物を取りまく状況との関連性（例えば、有名な作曲家が書いた楽譜や、著名な人物が編集したり所有したりしているコレクション）に負うところが大きいでしょう。

〔一方で、〕機械可読又は再現性のある記録物、つまりアナログ形式の写真を除く全ての視聴覚記録、そして全てのデジタル形式の記録物の場合、媒体の形式は、情報を物理的に格納するために必要であっても、「世界の記憶」の文脈ではあまり重要ではないか、あるいは全く重要ではないこともあります。というのも、デジタル情報や視聴覚情報は、一般的に、あるストレージや媒体から次の媒体へと〔媒体〕変換することによって〔その内容が〕保存されるからです。しかし、必ずしもそうとは限りません。コンテンツが保存されている特定の媒体が、当該記録物の登録の理由になる場合もあります（例えば、フォノグラムやパンチカードの最も古いデータなど）。また、映画フィルムには、媒体に特別な重要性を与える特性（旧式の色刷など）があるかもしれません。

デジタル形式の記録物は3つのグループに分類されます。

- デジタル化された記録物 - すなわち、アナログ形式のオリジナルから作られたデジタル形式の代替物。
- 固定されたブーン・デジタル記録 - アナログのオリジナルを持たない、デジタル領域で作成された、完結した記録物。

- 動的なボーン・デジタル記録 - アクティブなウェブサイトや、ソーシャル・メディア、教育メディアのように継続的に拡張されるデジタル資源など。

さて、申請に求められる情報が特定かつ重要なものとされるためには、記録物がどのカテゴリーに属するかを理解することが必須です。これには長い説明が必要になるので、「**デジタル形式の記録物の「世界の記録」登録申請にあたっての注意事項**」をお読みになるとよいでしょう。また、「**デジタル遺産の長期保存のための選別に関するユネスコPERSISTガイドライン**」第2版も参考にしてください。

訳注：UNESCO/PERSISTは、Platform to Enhance the Sustainability of the Information Society Trans globally(情報社会の持続可能性を世界規模で高めるためのプラットフォーム)の略称で、ユネスコ、国際図書館連盟(IFLA)、国際公文書館会議(ICA)等によるデジタル遺産の長期保存のためのイニシアティブのこと。

ガイドラインは以下より閲覧可能：

https://unescopersist.files.wordpress.com/2017/02/persist-content-guidelines_en.pdf

記録物の事例

記録物には、数え切れないほど幅のある、形式と内容があります。以下はその一例です。

テキスト形式の記録物には、(あらゆる年代の)写本〔や手稿〕、書籍、新聞、ポスター、書簡、ビジネス記録、コンピュータファイルなどがあります。テキストによる内容は、インク、鉛筆、塗料、値〔ディジット〕、またはその他の溶剤やメディアで記録されます。媒体は、紙、プラスチック、パピルス、羊皮紙、椰子の葉、樹皮、石、布、ハードディスク、データテープ、その他多くのものがあります。

非テキスト形式の記録物とは、絵画、地図、楽譜、図面、印刷物、図表、グラフなどです。

視聴覚記録は、音声ディスク、磁気テープ、フィルム、写真などが含まれ、アナログ形式又はデジタル形式を問わず、どのように記録されたか、またどのような形式であるかは問いません。物理的な媒体は、紙や、プラスチックやセルロイド、セラック、金属、その他の素材など、様々な形態の場合があります。

デジタル形式の記録物は、その内容にかかわらず、表現上の記録物と呼ばれることもあります。デジタル形式の記録物は、ラップトップ、タブレット、スマートフォン、パーソナルコンピュータ、デジタルテレビ画面など、様々な形態のデジタルデバイスからアクセスされま

す。そして、単一又は複数のデバイス上の様々なソースからのデータを寄せ集めたものであったり、あるいは単一のデバイス上にある 1 つ又は複数のデータ媒体からのデータの集合であったりします。

「世界の記憶」とその登録制度の仕組みについて教えてください。

「世界の記憶」〔事業〕は、パリを拠点とするユネスコ事務局と、事業の「一般指針」に沿って運営する、世界中にある委員会やイニシアティブのネットワークを通じて、その責任が果たされています。皆さんも、最も身近にあるいずれかの委員会を通じて、「世界の記憶」とつながることができます。

本稿執筆時点で、「世界の記憶」には約 80 の国際的、地域的、国内的領域にまたがる委員会があります。これらの委員会は独立したウェブサイトを持ち、「一般指針」に準拠して運営されています。このネットワークはコンスタントに拡大していますので、〔アクセス先がわからない場合は〕「世界の記憶」のメイン・ウェブサイトを入力にしてください。

- 例えば、オーストラリア「世界の記憶」ナショナル・コミッティは、国内登録簿を管理している一方で、アジア太平洋地域委員会 (MOWCAP) のメンバーでもあります。オーストラリアの〔様々な〕記録遺産は、国内登録簿や、アジア太平洋地域登録簿、国際登録簿に登録されています。

「世界の記憶」制度の構成は、「一般指針」の第 5 章に詳細に記載されています。「世界の記憶」国際登録の目的において、重要な機関とされているのは、「世界の記憶」事務局、国際諮問委員会 (IAC) 及びその登録小委員会 (RSC) です。

事務局は、すべての申請を受け取り、チェックし、確認し、そのことを申請者に知らせます。その後、RSC に申請が送られ、RSC は審査対象となるかどうか〔(受領可能性審査)〕をチェックした後、各申請を調査し、その申請が選考基準を満たしているかどうかの最初の評価を行います。登録小委員会はその評価を国際諮問委員会に提出し、国際諮問委員会は申請をさらに評価して、その申請を登録〔対象の記録物〕としての勧告を行うかどうかを決定します。改訂された一般指針の第 8.5.3.5.4 項に基づき、登録に関する勧告は、「情報文書」の形でユネスコ執行委員会に提出されます。ユネスコ執行委員会は、これらの勧告を一括して承認し、推薦が承認された案件はユネスコ記憶遺産の国際登録簿に登録されます。残りの推薦は、「暫定登録」、「照会・再提出」、または「却下」のいずれかに該当する可能性があります。これらの推薦は、ユネスコ「世界の記憶」事務局から推薦者に通知され、IAC の決定理由が明確に示されます。これは、推薦者が希望する場合に次の登録に向けて推薦内容を修正で

きるよう支援するためです。これらの推薦は、ユネスコ執行委員会に提出される「情報文書」には含まれません。

これらはすべて、2年に1回のサイクルで行われます。各サイクルでは、告知された〔受付〕期限までに申請を提出する必要があり、続いて評価の段階に入ります。

評価プロセスとフィードバック

登録小委員会と国際諮問委員会による評価プロセスは、「一般指針」の**第 8.5.3.4 項**及び**第 8.5.3.5 項**に記載されています。

必要な範囲で、このプロセスは双方向的に行われます。さらなる情報が必要な場合は、事務局と申請者の間でやりとりが行われます。申請が完了し登録小委員会によって確認され、受付できると判断された時点で、「一般指針」の**第 8.5.2.3 項**に示されているように、オンライン・プラットフォームに掲載されます。その後、〔プラットフォーム上に掲載された申請に対し、〕加盟国は「世界の記憶」のウェブサイト上からダウンロードできる適切な様式を使って、異議申し立てを含むコメントや追加情報を提供することができます。受領可能性基準及び登録基準の範囲を超えた異議申し立てを含むコメントは、**第 8.6.5.2 項**に基づいて扱われます。

これは、**非技術的事項による異議申し立てを受けた申請**と呼ばれます。これは、〔当該記録物に〕関係する当事国にのみ適用されます。

オンライン・プラットフォームにアクセスできるのは加盟国のみですが、加盟国は、「一般指針」の**第 8.5.3.2.1 項**に従い、個人または団体により、コメントや異議申し立ての提出を促す目的で、民間の記録遺産関係者や関連する国内の利害関係者に、このプラットフォームに掲載されている申請へのアクセスを提供することができる点に留意ください。これは、「一般指針」の**第 8.5.3.3.2 項**の規定によるもので、「一般指針」の**第 8.5.1 項**（「提出」）に定められる加盟国を通じ、あらゆる個人や団体によって、全ての現行の申請に対するコメント、支持、あるいはその他の関連する解釈にかかる情報が提出される期間、特定の窓口が示されます。例えば、〔コメントの〕送信者は、申請者の主張を補足する情報の提供を希望するかもしれませんが、申請の内容や、受領可能性基準と選考基準が満たされているかどうかについて異議が出されることもあるでしょう。しかし、受領可能性基準及び選考基準を超えたコメントは、登録小委員会は考慮しません。

民間の個人や団体にオンライン・プラットフォームへのアクセスを許可できるのは加盟国

のみであり、〔そうした許可が与えられるのも〕ケースバイケースであるため、関心のある個人や団体は、「世界の記憶」のウェブサイトで申請の呼びかけが発表された時点で、関係する加盟国に働きかけることが望ましいかもしれません。実際の手続きとしては、ユネスコ国内委員会、または国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関、あるいは「世界の記憶」ナショナル・コミッティがある場合はそこを通じて、当該加盟国の専門性と経験の範囲内にあると考えられる申請について、コメントする用意があることを表明することになります。

登録小委員会は、すべてのパブリックコメント、推薦者やユネスコ機関からのフィードバック、独自の調査から得られた情報を考慮します。その後、登録小委員会の最初の評価が申請者に伝えられ、申請者はその評価に対しに返答する機会が与えられます。このやり取りを経て、申請は国際諮問委員会に送られます。

なぜ登録簿なのか？

どのような分野においても、一般化された声明より非常に厳選されたリストの方が、より多くの関心を集め、宣伝効果やインパクトを与えることがわかっています。こうしたリストは理解されやすく、的を絞ったメッセージを示すものです。それは「世界の記憶」でも同じです。上述のように、登録簿は、その明らかな重要性和象徴性によって、政策決定者や一般市民の関心をより大きな必要性に向けさせる記録物のショーケースとしての役割を果たしています。記録遺産の保存という一般化された理想を、アクセスができて具体的なものにするのです。

重要でかけがえのない記録遺産を次々に特定し、認識し、強調していくことで、保存、アクセス、関心の向上という大きな目的が促進され、進展していくことになります。「世界の記憶」の登録簿に記録物が登録されることは、その永続的かつ顕著な意義がユネスコによって**確認**されるということです。また、記録物を所蔵している機関の知名度も上がります。時間と共に、登録簿は、これまであまり知られていなかった記録遺産をより可視化させることにより、世界史の受容と理解の再解釈にもつながるでしょう。

登録簿はどこで見ることができますか？

登録簿はオンラインで閲覧できます。国際登録簿は UNESCO「世界の記憶」のウェブサイトからアクセスでき、地域登録簿と国内登録簿はリージョナル・コミッティ、ナショナル・コミッティの各ウェブサイトからアクセスできます。それぞれの登録された記録物の項目には、概要情報と写真が掲載されており、当該記録物がデジタル化されオンラインでアクセ

スできるようになっていれば、そこにリンクが張られている場合もあります。より詳細な情報を知りたい場合は、申請書の主な部分をオンラインで読むこともできます。

登録簿について

なぜ様々な登録制度があるのですか？

記録遺産の保存にかかる活動を強化し、「世界の記憶」の網の目をよりきめ細かく編みこんでいくために、様々な〔レベルの〕登録制度があります。それが、「世界の記憶」**国際登録、地域登録、国内登録**です。

それぞれの登録制度における登録は、本質的に同じ基準に基づいており、それぞれが属する文化的環境に合うような形が採られています。各登録簿は、関連する「世界の記憶」の国際的なコミッティ、リージョナル・コミッティ又はナショナル・コミッティによって個別に管理されています。**各登録制度の基本的な違いは、当該記録遺産が及ぼす地理的な影響の範囲だけです。**

最も古く、規模が大きく、よく知られているのは、「世界の記憶」国際登録です。これは1997年に始まり、長い間、「世界の記憶」における唯一の登録制度でした。他の〔2つの〕登録制度は最近になって作られたものです。

世界の記録遺産は非常に膨大かつ複雑なため、単一の登録制度では扱いにくく、機能しきれません。地理的な範囲に基づく登録制度は、単一の登録制度だけではできないやり方で、適切な地域や国の専門知識によって〔それぞれの〕地域の資源を評価することができます。

〔それぞれの〕**登録制度に上下関係はありません**。ユネスコの目には、すべての登録が等しく重要であり、ユネスコがすべての登録の重要性を承認/認識しているという意味で、すべての登録が等しい価値を持っています。

すべての「世界の記憶」の登録制度には、独自の申請プロセスとタイムフレームがあります。〔説明を〕簡単にするために、この「手引き」では「世界の記憶」国際登録の申請プロセスに焦点を当てています。しかし、同様の手順と論点が他のすべての「世界の記憶」登録制度に適用されます。関係する「世界の記憶」リージョナル・コミッティ又はナショナル・コミッティが、それぞれの登録制度における申請情報及び様式を提供する場合があります。

なぜ申請するのでしょうか？どのようなメリットがありますか？

「世界の記憶」に登録されることは、それ自体が目的ではありません。始まりなのです。

登録によって、記録物はその国、地域、また世界的な重要性が公に認められ、より知られるようになります。こうした記録物は、文化史や社会史に大きな影響を与えた、目に見える連続した記録物の一部となり、時間の経過とともに歴史が再解釈される手助けとなります。登録は、〔記録物への〕アクセスを推し進め、注目を集めます。登録には、ユネスコの承認という象徴的な重みと、ユネスコの認識を確認するものである「世界の記憶」ロゴの使用権をもたらします。したがって、誇りと〔他との〕差異化の源となります。記録遺産やそれを所蔵する機関の地位は、すでに登録されている記録遺産との関連においてプラスとなり、所蔵機関及びその管理下にある記録遺産に対する、政府やその他の機関の支出を目に見える形で正当化します。

所蔵する記録遺産をいずれかの登録簿に登録することには、戦略的な価値があります。それは状況に応じて異なります。記録遺産の保全、管理、保存に責任を持つ組織に好意的な印象を与えますし、時には、脅威にさらされている記録遺産を保護するためのスポンサーや資金集めにも役立つでしょう。また、記録遺産をより安全な状態にできる効果もあります。登録によってアーカイブズ機関全体が閉鎖や解散から救われた事例もあります。

誰が申請できますか？

申請にあたっては、3つの区分があります。まず、自国のユネスコ国内委員会、または国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連機関（存在する場合は「世界の記憶」ナショナル・コミッティも含む）を通じて加盟国のみが提出できる申請（共同申請を含む）です。

第2に、上記にかかわらず、個人又は組織が、所有者又は管理者の事前の書面による同意を得て、〔当該記録遺産に〕関係する加盟国におけるユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関（存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティを含む）を通じて、申請を提出する場合です。

第3に、「一般指針」の**第8.5.1.4項**に規定される国際機関が「世界の記憶」事務局を通じて提出することができる申請で、申請〔する記録物〕が1つ以上の加盟国に関係している場合は、当該加盟国のユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する関連政府機関を通じての承認を得ていることを条件として、申請されるものです。

実際には、図書館、文書館、博物館などの機関からの申請がほとんどとなっています。これらの機関は、通常、その機関が保管している記録物を申請します。このような機関は、事務局が評価目的で必要とする情報を提供するにあたって最適な立場にあります。しかし、様々な民間団体や公的機関、国際機関、個人からの申請もあります。

〔申請〕プロセスはどのようなものですか？競争的要素があるものですか？登録される記録物の数は決まっていますか？援助は受けられますか？

申請は競争ではありません。すべての申請は、〔登録〕基準に照らして、基準を満たしているか満たしていないかによって判断されます。

一般的に、現在、国または組織から受け付ける申請の総数についての制限はありません。「世界の記憶」国際登録では、2年毎のサイクルにおいて、一国ごとに、機関や個人からの申請は2件までとなっていますが、これは作業量を管理するための実務的な理由によるものです。（2件以上の申請を受けた場合は、その国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティ、コミッティがない場合は、ユネスコ国内委員会や関連するリージョナル・コミッティが、どの記録物を優先するか判断を求められます。）ただし、2つ以上の国の機関が一緒になって行う共同申請には、この**〔数的〕制限は適用されず**、申請に参加する国に対する割当数にはカウントされません。ユネスコは国際協力を推進しています。

申請準備に助けが必要な場合は、「世界の記憶」ナショナル・コミッティやリージョナル・コミッティに問い合わせるか、〔ユネスコの「世界の記憶」事務局に指導してくれる人を紹介してもらい、必要な情報の範囲とそのまとめ方について説明してもらうことができます（これを技術的助言といいます）。もちろん、指導にあたっては、申請者に代わって申請書を書くことは**できません**し、申請が成功する可能性が高いかどうかについて意見を述べることも**できません**。

〔申請には〕締め切りがあります。国際登録、地域登録及びほとんどの国内登録は、2年周期で申請を受け付けています。公表されている締切日までに申請が受け付けられなければ、次期サイクルに先送りされることになります。

「附帯プロセス」とは何ですか？「世界の記憶」事務局は、登録申請の異議申し立てをどのように管理しますか？

異議申し立てに関する一般指針の規定。一般的に、異議申し立ては専門的事項とその他の事

項において申し立てることができます。異議申し立ての「その他の事項」は、一般指針に記載されている受理可能性の基準および登録基準の範囲を超えています。

異議申し立てへのアプローチとユネスコ「世界の記憶」事務局による管理方法。一般指針は、このような異議申し立てに対して 2 つのアプローチを想定しています。これらのアプローチには、(a) 一般指針の第 8.6.5.2.3 項に基づき、加盟国自身が開始する対話、および(b) 一般指針の第 8.6.5.2.4 項に基づき、第三者が仲介または促進する対話が含まれます。

過去のサイクル（2022-2023 年および 2024-2025 年）では、紛争当事者のいずれも一般指針第 8.6.5.2.4 項に該当することはありませんでした。この規定は、ユネスコ事務局による「仲介/促進対話」の指名による介入を必要としており、関係当事者が合意した仲介者/促進者が「誠意をもって、国家間の理解と協力の精神に基づき…」対話に参加することになっています。

むしろ、上記のサイクルでは、事務局長に調停者/促進者の要請がなかったため、一般指針第 8.6.5.2.3 項の「このサイクルでのさらなるファイルの処理は、関係者によって確立された対話プロセスの結果に基づいて保留される。」に基づいて対話が開始されました。このような場合、「世界の記憶」事務局は電子メールで両当事者に正式に異議申し立ておよび対話を開始すべきであることについて情報提供します。事務局は、電子メールに、申請者とその常駐代表团、およびナショナル・コミッティ（ナショナル・コミッティが存在する場合）の連絡先の情報を含めます。

要請があった場合、「世界の記憶」事務局は、外交関係が確立されていない当事者間の連絡チャンネルとしてのみ機能し、開始された対話プロセスに関する文書を送付することができます。「世界の記憶」事務局は、いずれの側にも立ちませんが、当事者が解決策を模索するにあたり、迅速かつ建設的に取り組むよう促すことができます。

異議申し立てに関する報告の範囲。さらに、一般指針第 8.6.5.2.7 項は、ユネスコ事務局に対し、「進行中のすべての異議申し立てに関する対話の進捗状況」を、執行委員会に報告するよう義務付けています。これは、開始方法を問わず、**すべての**異議申し立てについて、登録のための IAC の勧告を含む同一の「情報文書」において報告されることを意味します。実務上、報告の範囲は、進行中の異議申し立て案件の数と、関係する加盟国によって対話が開始されたという事実限定されています。そのような申請案件の名称や関係加盟国の名称は報告に含まれない。詳細について関心のある加盟国は、加盟国専用および一般指針第 8.5.3.2.1 項に基づき、加盟国が当該プラットフォームへのアクセスを許可したい者のために設置されたオンライン・プラットフォームで情報を入手することができます。このような

申請は「異議申し立てあり」と記載されます。これまでとは異なり、申請は「世界の記憶」ウェブサイトで一般公開されなくなりました。執行委員会の承認を得て登録された申請のみがウェブサイトに掲載され、一般公開されます。そのため、ユネスコ事務局は、特に異議申し立てのあった案件も含め、受領したすべての申請の管理にあたり、機密保持に万全を期しています。

異議申し立てを未然に防ぐために何かできることはあるでしょうか？第一に、他の加盟国に影響を及ぼす可能性のある申請について加盟国間で事前に協議を行うことで、異議申し立ての根拠を事前に排除できる可能性があります。言い換えれば、申請に機微な資料が含まれる可能性のある加盟国と協議し、申請書の作成方法について事前に対話を行うことが重要です。

第二に、記録遺産が他の加盟国に関係する場合、加盟国は共同申請を検討する可能性があります。このような国際協力は重要であり、対話を促進するものです。

第三に、異議申し立てを検討する場合、申請側が異議申し立て側の懸念事項に適切に対処できるよう、異議申し立ての根拠を明確にする必要があります。これにより、解決プロセスが迅速化される可能性があります。

2. 申請書の作成 – 申請書記入の手引き

「世界の記憶」国際登録にかかる、解説付きの申請書は、オンライン・プラットフォームに電子的にアクセスするか、「世界の記憶」のウェブサイト上から PDF 文書として見るすることができます。

この解説は、申請書の各項目をどのように記入するかについて説明するものです。以下の情報は、申請にあたっての「考え方」についてのより詳しい解説です。

- 登録にあたっての基準
- 評価を助ける「文脈上の情報」

項目 1.0 から 5.0

これらの項目は、ほとんどおのずと何を書くべきかがわかるものです。申請の**タイトル**は、説明的で、できれば記憶に残るようなものにし、また長すぎないようにすることが重要です。

概要は**いちばん最後**に書くとよいでしょう。これはまさに申請の「ショーウィンドウ」となるものであり、ここには重要な要素、根拠、説明を要約する必要があります。

項目6.0〔記録遺産の〕特定及び説明

6.3〔目録又は登録の詳細〕 記録物の集合は完結しているものでなければなりません。ここに記載される説明は、評価する側が申請されるコレクションや記録群の特性、分量、内容を完全に理解できるよう、十分詳細である必要があります¹。場合によっては、目録が附録として添付される場合もあるでしょう。大規模な所蔵資料の場合、〔目録の添付が〕現実的な方法とは言えない時は、たとえば受付番号や登録番号を添付した上で、オンラインカタログへのリンクを伴ったような形で説明文を記載するのがより良い方法となるかもしれません。

6.5〔由来／出所〕 コレクションや記録物の**由来**や**出所情報**を明確にすること、つまりその"ライフストーリー"を記載することは、非常に重要です。作成時期から貴機関にどのようなにもたらされたのかまで、知っていることを説明してください。来歴は単純なものもあれば、長い時間をかけて多くの人の手に渡ってきた記録物の場合は、より複雑なものになること

¹ 形式上、コレクションや記録群としては完結していない場合があってもかまいませんが、申請される記録物は明確に〔特定の範囲に〕限定される必要があります（例えば、特定の日付までの期間や特定の文書番号まで等）。

もあります。全容を把握していない場合もあるでしょう。その場合は、できるだけ詳しく説明してください。

6.5.1 真正性とは、記録遺産が実際に見ためどりのものであるかをはかるものです。オリジナルを装った複製品やレプリカ、意図的な偽書や偽造書、内容が変更された「本物」の文書など、フェイクや偽造の歴史的な例は枚挙にいとまがありません。このような記録物は、どのような形式でもあり得ます。真正性の確立は、必ずしも単純な問題ではありません。デジタル技術は、テキスト、画像、音声を、改変の痕跡を残さないように操作してしまう大きな可能性を持っています。

- 例 NOVAの「*Viking Deception*」のサイトでは、有名なデマの数々が紹介されています：

<http://www.pbs.org/wgbh/nova/vinland/fakes.html>

時には、オリジナルがもはや存在していない場合もあり、真正性を立証するためには、歴史的な写本を特定することが必要になりますが、それらの写本には、例えば中世の写本の場合のように、その写本自体のオリジナル性や際立った特徴がある場合もあります。視聴覚メディアは特に、簡単に複製され、オリジナルは存在しない場合もあります。最も古い媒体が必ずしも最も信頼できる内容を持っているとも限りません。フィルムや写真は、様々な方法でその内容が変えられていることもあります。

6.6 文献情報は、記録遺産の直接的かつ長期的影響力、そしてどのような学術的関心が注がれているかの証拠を示すものです。ここで重要なのは、可能な限り多様でかつ地理的にも広範囲な学術的引用リストを作成することです。著書、記事、論文、ウェブサイト、視聴覚資料など、最も幅広く状況を示すことのできるすべてを含めましょう。書誌が非常に長い場合は、申請様式の添付として作成するとよいでしょう。

6.7 推薦者〔訳注：6.7の、申請する記録物の価値等に専門的知識を有する者として記載される人〕は、申請内容が選考基準に合致しているかどうかについてコメントを求められます。申請者によって推薦者として引用された人は、一般的に〔申請にかかる〕支持を表明する手紙を送ることが多いです。登録小委員会によって〔コメント者として〕選ばれた人は、特定の質問に対する詳細な回答を求められることもあります。理由は明白ですが、すべての推薦者は〔資料の所蔵機関などから〕独立した立場の人である必要があり、他国の人であることが望ましく、申請に対して情報に基づいたコメントができる人です。なお、推薦者が自由に意見を述べるできるように、審査の過程では推薦者の身元は秘匿されます。

項目7.0 選考基準に対する評価

歴史的背景

申請文書の重要性を理解するために、その**歴史的**背景を説明してください。永続的な影響を与えた、あるいはより深い文脈を提供するような状況の背景を説明してください。

7.1 一義的基準

これは、申請する記録遺産が基準をどのように満たしているかを示すことによって、**登録のため〔記録物の〕現況を述べる**項目です。順に見ていきますが、**すべての基準を満たす必要はない**ことを覚えておいてください。いくつかの基準のみが〔申請する記録物の重要性に〕関わる項目である場合がほとんどですが、**少なくとも1つの基準を満たす必要**があります。

7.1.1 歴史的的重要性

〔申請しようとしている〕記録遺産は、世界の歴史について何を語っているのでしょうか？申請様式〔にある解説〕と「一般指針」の基準（**第8.3.5.1.1項の歴史的意義**を参照ください）には、申請しようとしている記録遺産に当てはまると思われるポイントがいくつか記載されています。自分なりの方法で、どのように説明するかを決めましょう。一連の質問に答えるのではなく、説明をしてください。ここでは、出発点としていくつか提案をします。

記録遺産は、作成された当時の状況をどのように反映しているのでしょうか。時代は変わります。政治的、文化的、社会的な変化、考え方や信念の進化、革命や回帰、対照的な文化を持つ人々の接触などの変化があります。その記録遺産は、歴史上の特定の時代やその転換点、生活や文化的変化のパターンをより理解するのに役立つでしょうか？

記録遺産の重要性は、必ずしも「古さ」ではないことを覚えておいてください。古さの概念は相対的なもので、ある国では100年前の記録物が「最近」と見なされる一方で、別の国では「古い」と見なされることもあります。また、少し前の過去の記録物は、重要な出来事や運動の影響を示す力があるため、重要である場合があります。

- 例：ボアズキョイのヒッタイト楔形文字の粘土板（トルコ）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/turkey_hittite_cuneiform_tablets_bogazkoy.pdf

- トゥール・スレン記録文書（カンボジア）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/cambodia_tuol_sleng_genocide_museum_archive.pdf

場所や地理的位置は、文化や歴史に付随するため、重要性を示し得るものです。その場所がある歴史的出来事の経緯の中で影響を与えたでしょうか？その場所は、後世に影響を与えた政治的、社会的、宗教的運動の発祥地でしょうか？環境そのものが、それらの運動の発展に影響を与えたのでしょうか？その記録物は、そういった証拠をどのように表現しているのでしょうか？

- 例：ベルリンの壁の建設と崩壊および1990年の2プラス4条約（ドイツ）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/Germany%20Berlin%20Wall.pdf

- ナハル・エル・カルブの記念石碑（レバノン）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/commemorative%20stela%20of%20Nahr%20el-Kalb%20Mount%20Lebanon.pdf

世界の歴史は主導的な人々によって影響を受けるため、大きな影響を与えた人やグループの人生や業績に関わる記録は、本質的に「世界の記憶」に関連します。それは、文学、音楽、芸術、科学、政治、宗教、スポーツなど、どの分野にもあり得ることです。

- 例：コンスタンティン・コレクション（トリニダード・トバゴ）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/Trinidad%20Constantine.pdf

- ニコラ・テスラの記録文書（セルビア）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/serbia_nikola_tesla_archive.pdf

その記録遺産は、歴史の流れの中における重要な発明や重大なテーマ、あるいは発展を示しているでしょうか？例えば、車輪からインターネットに至るまで、偉大な発明は歴史の流れや国、社会の進歩と発展を形作ってきました。また、（ユネスコの構造の基礎となっている）国民国家という概念の出現も、歴史的な進化でした。

- 例：カール・ベンツが提出した特許DRP37435「ガスエンジン作動の車両」（1886年1月29日）（ドイツ）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/g

[ermany%20Benz.pdf](#)

- 人権に関するアーカイブ（アルゼンチン、カンボジア、ドミニカ共和国など）

<http://www.unesco.org/webworld/en/mow-register>

7.1.2 形式とスタイル

多くの記録遺産は、例えば原稿やタイプ打ち文書の記録など、その物理的性質において特に際立ったものではありません。しかし、記録物の中には、革新的な品質、高度な芸術性、注目すべき美的特性、またコンテンツと媒体に特定の関係性を示すものがあります。媒体とは、情報の器であると同時に、実物資料や工芸品でもあります。

形式やスタイルは、社会的または産業的な慣習やニーズに関連していることもあれば、歴史上の特定の場所や期間において特徴的なものであったり、特定の産業プロセスの成果であったりすることもあります。また、消滅した、あるいは消滅しつつあるスタイルを代表するものもあります。

- 例：古代ナシ族のトンバ文学写本（中国）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/china+Ancient+Naxi+Dongba+Literature+Manuscripts.pdf

- 山本作兵衛コレクション（日本）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/japan_sakubei_yamamoto_collection.pdf

7.1.3 社会的、コミュニティ的、精神的な重要性

この概念は、精神的または神聖な価値という観点から、記録物または一連の記録物の重要性を表現する、一つの方法です。記録遺産に対する、コミュニティの現在の精神的つながりがどのように示されているかを示す必要があります。例えば、あるコミュニティが、敬愛する指導者や聖人の残したものに強い精神的つながりを持っているかもしれません。このつながりがどのように表現されているかの証拠を記述する必要があります。

この基準の適用は、生きた重要性を反映したものでなければなりません。つまり、記録遺産は、**現在生きている人々**に感情的に訴えかけるものでなければなりません。社会的／精神的／コミュニティ的重要性のために記録遺産を崇拜してきた人々がそうしなくなったり、もはや生きていなかったりすると、記録遺産はこうした特定の意義を失い、その結果、歴史的

意義を得ることになるかもしれません。

例 コーラン、キリスト教の聖書、仏典などの装飾写本、版木や織物、文字を使った手書きの書、使われなくなった視聴覚機器など

7.1.4 ジェンダー平等

この要素はユネスコの2つの地球規模の優先課題の1つであるため、申請作品には、可能な限り、ジェンダー平等に関連する、または歴史において女性が果たしてきた重要な役割を認識することに貢献する具体的な側面を記述したジェンダー分析を含める必要があります。これには、推薦された記録遺産が女性と女児の生活について何を語っているか、そして女性と女児への影響、およびジェンダー平等への影響を含める必要があります。以下の4つのカテゴリーがあります。

1. 害を与えない

これは、当該記録遺産がジェンダー平等に全く貢献しない、あるいはせいぜいわずかしき貢献しないと期待されることを意味します。これは、技術的な性質のもの、あるいはジェンダー関係に影響を与えない、具体的または限定的な行動に関するものです。したがって、ジェンダー平等は、当該記録遺産の重要性における主要な要素とはみなされません。

(例)

・フェニキア・アルファベット、レバノン

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/lebanon_phoenician_alphabet.pdf

・最初のビューラカン観測、アルメニア

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/armenia_first_byurakan_survey_en.pdf

2. ジェンダーに配慮

本記録遺産は、男女間の既存のジェンダー差異および不平等を特定し、認識していますが、ジェンダー平等への言及は含まれうるものの、それらの不平等に対処するための試みや努力は行っていません。

(例)

・僑批・銀信: 海外華人からの書簡と送金記録

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/china_qiaopi_and_yinxin.pdf

3. ジェンダーへの対応

参加率や利益の獲得における不平等を含む、既存のジェンダー差異および不平等を特定

し、認識しています。本記録遺産は、それらの不平等に対処し、改善をもたらした歴史的出来事や具体的な政策・行動について記述します。

(例)

・ ニータ・バローのコレクション、バルバドス

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/barbados_nita_barrow_collection.pdf

・ ネハンダとカグウィの手続きと裁判記録 [1897年4月]: 国家对ネハンダ・カグウィの精神的支柱の判例、ジンバブエ

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/zimbabwe_nehanda_kagwi_en.pdf

4. ジェンダー変革

この記録遺産は、既存の差別的慣行や、不平等を引き起こした根本原因や要因に異議を唱えた歴史的出来事、取組、政策、または慣行について記述するものです。歴史と社会に変革的な影響を与えた行動の証拠を提供します。これらの行動は、根本的な変化に影響を与えたか、または根本的な変化をもたらしたかのいずれかです。

(例)

・ 1893年ニュージーランドにおける女性参政権請願

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/new_zealand_1893_women_suffrage_petition_0.pdf

・ アレッタ・H・ヤコブズ文書、オランダとアメリカ

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/netherlandsusa_jacobs_eng.pdf

7.2 相対的基準

7.2.1 希少性または独自性

希少性のある記録物は、独自のものであるか、代替不可能であるかにかかわらず、ある種の、またはある分類における記録物の残り少ない現存する見本のひとつです。典型的な例は「希少本」で、〔発行当時は〕何千部も印刷されたかもしれませんが、現存するのはわずか数部となっているものです。これらの1つ1つは、現存するすべての複製品に共通する属性を持ちながらも、独自の属性を持っています。

独自性とは、他に類を見ないという意味で、希少性とは異なります。通常、オリジナルの文書や、類似した他の記録物にはない特徴を持つものに適用されます。複製品や代替物は、唯一のオリジナルと同じ意義や本質的な特徴を持つことはできません。

7.2.2 完全度、状態

記録遺産の状態を説明する項目です。記録物やコレクションの特性に応じて、現在のリスクや保存の必要性を認識し、完全性が損なわれているかどうかを確認するために、この説明は十分に詳細に書く必要があります。例えば、紙文書の場合、個々のページが破れていたり、完全ではなかったり、複製に置き換えられていたり、あるいは完全に失われていたりすることがあります。また、記録物が何らかの形で変更されたり、汚されたりしているかもしれません。記録資料がアーカイブズのシリーズやフォンドから抜かれ、その完全性が損なわれていることもあります。映画フィルムの場合、部分的に欠けていたり、フィルムに傷がついていたりすることがあります。

ここでは、**内容**だけでなく、**媒体**の重要性も問題になります。この両者の間には、一方が他方を形成するという重要な関係がある場合があります、媒体の工芸的な価値も評価されなければなりません。記録物の中には（ある写真のカラープロセスを利用したものなど）、既知の技術では正確に複製することができないものがあります。写真やデジタルで複製された中世の写本は、たとえテキストの内容を読むことができたとしても、オリジナルの写本とは全く異なるものです。

視聴覚メディアの場合、重要な作品の多くは不完全な形でしか残っていないか、また、その当時入手可能な材料から最良の素材を集めた「再構成版」でしか残っていません。このようなバージョンは、後の発見によって取って代わられる可能性があります。

➤ 例：サイレント映画『メトロポリス』2001年復元版

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/germany_metropolis.pdf

7.3 重要性の説明

これは、慎重に、徹底的に考えて書かなければなりません。

上記の〔申請書の〕7.1と7.2で述べたことを要約し、記録遺産の出所情報に基づいて、**真正性**を主張してください。

次に、**この記録物が世界の記憶にとって重要である理由**を説明してください。国や地域の境界を越えて、正の影響であれ負の影響であれ、生活や文化に与えた影響や効果はどのようなものでしたか？その記録物が失われると、なぜ人類の遺産の貧困を招くのでしょうか。影響は、直接的で即時的なものあれば、間接的であいまいなものもあり、時間をかけないとわからないものもあります。影響力は、（例えばインターネット検索などで）数値的に測定できる場合もあれば、起きてから後の出来事から推測される場合もあります。

セクション8.0 関係者との話し合い

皆さんの申請に興味を持っている人は他にいますか？申請によって影響を受ける可能性のある人はいますか？

申請は、必ずしも記録遺産の所有者や管理者が出すものとは限らず、他の人が提出することもあります。しかし、当該記録遺産を管理し、その保管に責任を負うのは管理者であるため、所有者や管理者が議論に参加することは当然重要です。

時には、社会的、精神的、職業的な理由から、事前に相談することが適切な広範囲のコミュニティがあるかもしれません。このような話し合いは、申請に力点を加え、論拠や重要性の説明に盛り込むべき追加情報を生み出すことがあります。また、記録遺産の登録によって、いずれかの当事者が気分を害することや不愉快な思いをする可能性があるかを考慮することも重要です。例えば、存命の人や故人のプライバシーを侵害し、また特定のコミュニティや社会の一部を否定的に描くことにつながる可能性があります。これらの要因は、それ自体が記録遺産の重要性を減じるものではありませんが、可能な限り事前に協議することで、申請を強化し、解決を助けることになります。

記録遺産にまつわる過去の研究を行っている人は、追加情報を提供することで申請者の負担を軽減し、学術的な根拠を提供することもあります。

項目9.0および10.0 リスク評価と管理

9.1 すべての記録遺産の存続には、長期的にはリスクを伴います。リスクは、〔記録資料の〕取り扱い、保管、保存及びアクセスの実務における優れた専門的実践と、その管理状況の予測可能性と安全性によって最小化されます。「世界の記憶」は短期的及び長期的両方〔のリスク管理〕に関心を持っています。

多くの媒体は物理的にも電子的にも脆弱であり、保存の実際的な方法は一般には理解されていないことが多くあります。保存状態や気候条件が重要な場合もあります。多くの機関では、長期的な保存を確保するための経済的資源、施設、技術が非常に限られており、社会的、政治的、セキュリティ上の条件が記録物の存続に適さない場合があります。「世界の記憶」はこれらすべての要因を考慮して脅威のレベルを判断します。登録によって、記録物の安全性や適切なケアと長期保存の可能性が大幅に向上することもあります。

10.1 管理計画があることは、大変望ましいことです。管理計画があれば、申請書に記載してください。ない場合は、その理由を説明し、検討されている保存、保管、アクセスの戦略について詳細を示してください。

管理計画は、緻密なものから単純なものまでありますが、**現実的**なものでなければなりません。ほとんどの機関は、理想的な環境や無限の資金を持っているわけではなく、当面はできる限りのことをするしかありません。そしてそうであるということが重要なのです！

理想的な（繰り返しますが、*理想的な*）管理計画には、記録遺産の意義の記述、アクセスと保存に関する機関の方針と手順に言及され、また保存予算の設定、協力可能な保存の専門家と利用可能な施設の説明、また記録遺産が保管されている物理的環境（例えば、空気の質、温度と湿度、棚、セキュリティ）、災害防備の方針の記述が含まれます。

最後に一言 - 簡潔であることの美德

申請書〔の記載〕は包括的であるべきですが、必要以上に長くすべきではありません。不必要な繰り返しや、基準を満たさない議論で申請書を埋めることは、評価の作業をより困難にするだけです。申請書は、量ではなく質で判断されます。例えば15ページを超える場合は、記載した内容がすべて登録をめざすにあたって必要かどうかを確認してください。長さには下限や上限はありませんが、常識的な範囲で考えてください。

3 成果：登録後はどうなりますか？

登録の発表

申請が成功した場合は、〔ユネスコ〕事務局長がプレスリリースで発表し、すべての申請者に事務局から手紙で結果が通知されます。その後、新規の登録〔記録遺産〕は「世界の記憶」のウェブサイトに掲載されます。

セレモニーと認定書の授与

申請記録物が登録された申請者と管理者には、公式の登録認定書が発行されます。他に手段がない場合、eメールで届けられることになりますが、これではせっかくの認定証を宣伝する機会を逃してしまいます。正式な認定書の贈呈は、受け取る側の機関とユネスコの双方にとってメリットのある、注目度の高いメディアイベントになる可能性があります。手段が許す限り、ユネスコ事務局はそのようなアレンジに喜んで協力します。

広報

登録された記録遺産の管理者には、登録を公表し、登録された記録物に世間の注目が集まるようにすることを勧めます。例えば、多くの機関が、登録された記録物を公の場に展示したり、簡単にアクセスできるようにデジタル化したり、ウェブサイトを通じて認知度を高めたり、複製品を商品として販売したりしています。〔広報における〕唯一の制限は、想像力です。

ユネスコ/「世界の記憶」ロゴの使用

ユネスコの名称やロゴの使用は、その時々ユネスコの現行規則に従うものであり、無許可での使用は固く禁じられています。ただし、登録された記録遺産の管理者には、ユネスコ「世界の記憶」ロゴを使用する権利が与えられ、使用が奨励されています。これは希望に応じて管理者に送付されます。

申請が却下された場合はどうなりますか？再度応募してみてください...

申請が却下となった場合は、次回〔登録サイクル〕以降に再提出することができます。そのため、自分が提示した論拠を見直し、申請を支える追加情報があるかどうかを再検討してください。また、事務局から受け取ったフィードバックを考慮し、あなたの申請をサポートしてくれる権威ある推薦者がいるかどうかを検討してください。

4 よくある質問

知りたかったけど、聞きづらかったこと

データベースやウェブサイトを含むデジタル記録物

デジタル形式の記録物やコレクションを申請する場合は、申請が必要なすべての情報を審査員に提供するためにも、「**デジタル形式の記録物の『世界の記録』登録申請にあたっての注意事項**」を読んでください。

視聴覚資料

視聴覚メディアは、アナログ、デジタルを問わず、様々な形式で存在しています。「オリジナル」であったり、最も初期に作られたバージョンを特定するのは、時に「どれがそうであるかの」判断の問題となります。アナログ形式の記録物の場合、コンテンツと媒体の関係が、その特性にとって重要な場合があります。「『記録遺産』の定義について（詳細版）」と、「『世界の記憶』国際登録にあたっての」対象と制限に関する注意事項」に記載されている内容を参照してください。

芸術的、文学的、音楽的作品

これについては、性質上、境界があまり明確でない領域であり、「世界の記憶」が慎重に先例を確立してきたものです。この論点については、「『記録遺産』の定義について（詳細版）」を参照してください。

「世界の記憶」は、純粋に芸術的、文学的、音楽的な価値に基づいて、芸術、文学、音楽作品を登録しようとはしていません。しかし、重要なひとつの作品、作品群、あるいは作品全体の起源を示す記録物、ある作品の際立った状況を記述している記録物や、重要な芸術家や作品の伝記的、社会的な背景を示す記録物を登録しています。

仮に例を挙げると、ルネッサンス期の2人の画家の関係を明らかにした書簡群を、誰かが申請したいと考えているとします。これらは記録物です。しかし、その記録物が記録物としての重要な価値を持ち、「世界の記憶」の登録基準を満たしていなければ、この二人の画家が描いた実際の絵画作品の方は申請の対象にはなりません。

- 登録の例：サイレント映画『メトロポリス』2001年復元版、「ゲーテンベルクの聖書」、「アストリッド・リンドグレーンの記録」、「オズの魔法使い」、「バイユーのタペストリー」、「ゴシック建築の図面」、「ベートーヴェンの第9交響曲の楽譜」、「バヤサンホリのシャーナメ」、「カルロス・ガルデルのタンゴのレコード群」、「ロシアのポスターコレクション」、「ニーベルングの歌」：

工芸品及び実物資料

同様の問題は、工芸品や実物資料についても生じます。本、フィルムのロール、音声ディスクや紙など、すべてのアナログ形式の記録物は形のある実物資料であるという考え方があります。石碑、オベリスク、鐘など、主に博物館の実物資料として認識されている多くの所蔵資料は、「世界の記憶」の記録物の定義を満たす場合があります。明らかにその基準を満たしていないけれども、記録遺産コレクションに不可欠な関連性を持ち、コレクションから除外するとその意義が損なわれる可能性があるものについては、実物資料との境界があいまいになります。このようなケースは稀ですが、やはり慎重に取り扱われることになります。

国際登録から除外されるもの

実務上な必要性において、経験上、ある種の記録物は通常、「世界の記憶」国際登録簿への登録を検討されるべきではないことがわかっています。その例として、現代の政治指導者や政党の文書、国の憲法（またはそれに類する文書）などが挙げられますが、これについては「『世界の記憶』国際登録にあたっての」対象と制限に関する注意事項で説明しています。

「機関の全所蔵資料」の申請

コレクション、記録群、またはコレクション群や記録群のグループの申請は歓迎されますが、文書館、図書館や博物館の、機関が所蔵する資料全てを申請することは、たまたま同じ機関内に所蔵されている資料全てが意図的な重要性、統一性、一貫性を示すものでないかぎり、登録に至る可能性は低くなります。さらに、このような申請は通常、記録物が集合として完結していなければならないという基準を満たしません。なぜなら機関の所蔵物は常に変化しているものだからです。

金銭的価値

「世界の記憶」登録の記録物の中には、かなりの金銭的価値を持つものがあります。登録に至ったという事実だけで、ある方面ではその価値を高める効果があるかもしれません。しかし、記録物、コレクション、記録群の金銭的価値は、「世界の記憶」の文脈における重要性とは無関係のものであり、この事業はそのような金銭的価値を考慮していません。

所有権、管理権、著作権および管理

「世界の記憶」登録への申請および登録は、記録遺産の既存の所有権や所有状態、管理、著作権に何の影響も与えません。ユネスコもいかなる形式の所有権を得ることはありません。しかし、当該記録遺産は、〔登録によって〕資料が所有者により適切に管理され、手入れさ

れるであろうという暗黙の約束があります。また、登録は、ユネスコがこの約束と登録された記録物の健全性を監視し継続に情報を得る権利を有することを意味し、この目的のために、〔記録物の〕管理者に定期的に連絡を取ることになります。そのため、申請書では、保管条件、セキュリティ、資料に関する管理計画の詳細などを求めています。

審査と削除

登録は永続的なものとみなされますが、登録から削除される場合もあります。考えられる理由の中には、当該記録遺産の重要性を損なうような深刻な劣化や損傷が発生した場合や、再評価により記録遺産が登録された際の基準に照らして不適格であることが証明された場合などがあります。

このような決定は軽々しくなされるものではありません。「一般指針」第8.9項に記載されている適正な手続きに従って実施されることになります。

申請にかかる費用は？

準備期間以外には特にありません。ユネスコは「世界の記憶」の申請を受け付けたり、審査を行ったりするための費用は徴収しません。

なぜ「オリジナル」を申請しなければならないのですか？複製物ではダメなのでしょうか？

「オリジナル」とは、最大限の情報が得られ、かつ真正性が証明できるものです。ほとんどの場合、オリジナルは一つしかありません。「一般指針」第8.3.3項をご参照ください。

オリジナルが現存していない場合、「世界の記憶」は、現存する最も初期のバージョンまたは複製品〔(写本)〕を申請者が特定するように確認しています。これには調査と判断が必要な場合があります。例えば、印刷が行われていなかった時代には、原稿は手で書き写されていたため、いくつかの異なるバージョンが存在し、それが非常に古いものである可能性があります。現代に近いほど、オリジナルを特定する問題はより複雑になり、不可能な場合もあります。

このような場合、例えば、初期の印刷された図書や、異なるバージョン、複数の言語の長編映画など、記録遺産が同等の正当性を持つ複数の複製品や変形バージョンが存在する可能性があるため、特定のひとつの記録物ではなく、いくつかの原本として存在する**作品**として申請することが望ましい場合があります。その場合、すべての原本が申請書に記載されます（後にさらなる原本が見つかった場合は、追加されることもあります）。

➤ 例 サイレント映画『メトロポリス』2001年復元版

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/G

[utenberg%20Bible%20Nomination%20Form.pdf](#)

➤ 「グーテンベルク聖書」

https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mow001/gutenberg_bible_nomination_form.pdf

なぜ「完結」していて「固定」されたものである必要があるのですか？

流動的な状態にあるコレクション、記録群、記録群などの集合体を確実に評価することは不可能であり、ユネスコは、知らないうちにその特性が変化する可能性のある記録遺産に「世界の記憶」ロゴを与えることはできません。そのため、申請されるものは、完結しかつ正確に定義されるものでなければなりません。登録されたコレクションの追加は、補足的な申請プロセスを通じて行うことができます。「一般指針」の**第8.7項**（既存の登録への追加）を参照してください。なお、ある種のポーン・デジタル資料には例外が設けられていますので、「**デジタル形式の記録物の『世界の記録』登録申請にあたっての注意事項**」を参照してください。

申請者は、申請される資料を所有していなければならないのですか？

いいえ。記録遺産の所有者や管理者以外の方が申請書を提出するのは珍しいことですが、許可されています。

申請者や管理者は公的機関でなければなりませんか？

「世界の記憶」では、申請者が公的機関か民間の機関か、商業組織か非営利組織か、また機関であるか個人であるかは問いません。

➤ 例：カルロス・ガルデル のオリジナル・レコード－1913-1935年のオラシオ・ロリエンテ・コレクション（ウルグアイ）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/uruguay_%20records_carlos_gardel.pdf

➤ クリストファー・オキグボ・コレクション（アフリカ）

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/50%2BAfrica%2BOKigbo%2Bpapers.pdf

古い年代の資料でなければ申請できませんか？

いいえ。古さと重要性は関係ありません。

(ver. 01_20210922)

(参考)

1. 世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針：

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000378405>

2. 「デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告」（ユネスコ、2015年）：

<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/recommendation-concerning-preservation-and-access-documentary-heritage-including-digital-form>

3. デジタル形式の記録物の登録申請にあたっての注意事項：

https://en.unesco.org/sites/default/files/nominating_digital_documents_inscription_note_en.pdf

4. 「記録遺産」の定義について：

https://en.unesco.org/sites/default/files/expanded_definition_documentary_heritage.pdf

5. 対象と制限に関する注意事項：

https://en.unesco.org/sites/default/files/explanatory_note_inclusions_limitations_en.pdf